

オ・ツと通信



暮らしの
かわら版

断ったのに、カニが届いた!?

勧誘電話と商品の送り付けに要注意!



* 海産物の販売業者から電話で「以前購入してもらった」「助けてほしい」などと購入を勧誘され、断ったのに代金引換で商品が送り付けられたという相談が寄せられています。

ひとこと助言

- 不審な勧誘の電話は、きっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。
- 注文や契約をしていない商品が一方的に送り付けられたら、受け取らないようにしましょう。承諾していなければ契約は成立しておらず、商品の受け取りや代金を支払う義務はありません。
- 商品を受け取ってしまったとしても、開封していなければ受け取り拒否ができる場合があります。送り状に記載された送り主の情報を控え、商品を配達した宅配業者に連絡してみましょう。
- 電話で勧誘されて購入を承諾した場合は、クーリング・オフができます。

身に覚えのない荷物が届いて困ったときは、

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。